

「MOX燃料加工の許可」に対する異議申立て「委任状」記載の注意事項

- 1 異議申立ては、成人であればどなたでもなれます。未成年者の場合には親権者作成の委任状が必要です。
- 2 委任者の住所は、住民票に従い、都道府県名からはじめ、省略しないで正確に記入してください。大字、字、番地も漏れなく記入して下さい。
(例) 青森県八戸市根城九丁目 19番9号 サイクル荘 1号室
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字六角 1番地 1
- 3 委任者氏名、住所、年齢は必ずご本人が直筆して下さい。
- 4 印鑑は のところ 2ヶ所に押してください。認め印でもかまいませんが、家族でも別々の印鑑をお使い下さい。尚、いわゆる拇印は認められません。
- 5 この「異議申立ての委任」に、個人による費用負担はありません。
カンパは大歓迎です。
- 6 「異議申立て」は、許可処分から 60日以内に行う必要がありますので、委任状は 6月25日までに下記にお届け下さい(郵送可、FAX 不可)。
- 7 この「異議申立て」によってすぐに裁判になるわけではありませんが、将来行政訴訟を起こす場合は異議申立人しか原告になれません。

以上ですが、不明な点は下記までお問合せ下さい。

お問い合わせ、及び送付先：核燃サイクル阻止 1万人訴訟原告団

〒039-1166

青森県八戸市根城九丁目 19番9号

浅石法律事務所内

TEL・FAX：0178-47-2321

E-mail：1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp